

労災保険給付

療養(補償)等給付

- 労働者が業務上または通勤により負傷し、また疾病にかかり療養を必要とする場合の給付
- 給付内容は次のとおり——①診察 ②薬剤または治療材料の支給 ③処置、手術その他の治療
④居宅における療養上の管理およびその療養に伴う世話その他の看護 ⑤病院または診療所への入院およびその療養に伴う世話その他の看護 ⑥移送

区分	請求内容	請求書・様式	提出先
業務災害・複数業務要因災害	診療費	療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の給付請求書	所轄労働基準監督署 (指定病院等経由)
	薬剤費		
	柔道整復		
	はり・きゅう等		
	訪問介護		
指定病院等以外	指定病院等を変更したとき	療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等(変更)届	所轄労働基準監督署 (変更後の指定病院等経由)
	診療費	療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の費用請求書 ※支払ったことがわかるもの(領収書等)を添付	所轄労働基準監督署 (柔道整復、はり・きゅう等は、指定施術所経由も可)
	薬剤費		
	柔道整復		
	はり・きゅう等		
通勤災害	訪問介護		
	指定病院等	療養給付たる療養の給付請求書	第 16 号の3 所轄労働基準監督署 (指定病院等経由)
	指定病院等を変更したとき	療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等(変更)届	第 16 号の4 所轄労働基準監督署 (変更後の指定病院等経由)
	指定病院等以外	療養給付たる療養の費用請求書 ※支払ったことがわかるもの(領収書等)を添付	所轄労働基準監督署 (柔道整復、はり・きゅう等は、指定施術所経由も可)

* 指定病院等は、労災病院、労災保険指定医療機関、薬局または訪問看護事業者等をいう。